

訓令

埼玉県 訓令第一号 埼玉県労働委員会

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県 知事 大野 元裕

埼玉県労働委員会会長 青木 孝明

埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 埼玉県労働委員会事務局決裁規程（昭和五十四年

埼玉県労働委員会
訓令第

一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ル中「(8)の」を「(9)の」に改め、同号ル(3)中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同号ル中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合のうち知事が指定する場合

同号ヲ中「勤務を要しない日の振替え及び半日」を「週休日の振替え及び四時間の」に改め、同号中ナをラとし、カからナまでをヨからナまでとし、同号ワ中「第九条」を「第十九条」に改め、同号中ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 事務局長及び副事務局長の休日の代休日指定すること。

第二条 埼玉県労働委員会事務局決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第二号中ラをムとし、ヨからナまでをタからラまでとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ 事務局長及び副事務局長の在宅勤務に関すること。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。